障がいのある人を管持から守るために

~知っていますか障害者虐待防止法~



平成24年10月1日に、障害者虐待防止法が施行されました。

障害者虐待の早期発見と早期対応は障害のある人を虐待から守る第一歩です。

虐待を行わないことはもちろんのこと、虐待を発見した場合すべての人に通報が義務づけられました。 虐待防止の知識と理解を深め障害のある人の人権を尊重し、

障害のある人もない人も共に支え合い安心して暮らせる社会をめざし 障害者虐待防止に取り組みましょう。





障害者虐待防止法とは

『障害者虐待防止法』は、正式には『障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律』といい、

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを

防ぐ法律です。障害のある人が自立し社会参加していく

上で、虐待が大きな妨げとなっていました。

この法律では虐待の防止を徹底し、権利を守るには どのような対応をすべきかが明確に示されています。 障害のある人が安心して自分らしい生活を送るため にも、私たち一人一人が障害者虐待防止法について 理解しておくことが大切です。



対象となる障害者

次のような障害のある人(18歳未満の人も含む)が 障害者虐待防止法の対象となります。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人。

虐待の起こり得る場面

障害者虐待防止法では、 虐待の起こり得る場面を3つに分類しています。

養護者による虐待

身の回りの世話や金銭の 管理などをしている 家族や親族による虐待



障害者福祉施設 従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉 サービスの事業所で 働いている職員による虐待



使用者による虐待

事業主や上司などによる虐待



また、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に義務付けられています。



虐待になるのはこんなこと

虐待の種類

暴力によって身体に痛みや傷を与えること。 過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。

例えば

殴る、蹴る、つねる、 縛りつける、閉じ込める、 医学的必要性に基づかない投薬など

見逃さないで! SOSのサイン

- ■身体に傷やあざがしばしばみられる
- ■急におびえたり、こわがったりする
- ■「こわい」「嫌だ」と職場や施設に行き たがらないなど
- ■自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある

性 的 虐待

身体

的

無理やり、あるいは同意と見せかけて、 わいせつな行為をしたり、させること。

例えば

性交、性器への接触、本人の前で わいせつな言葉を発するなど

- ■肛門や性器などに出血や傷がみられる
- ■ひと目を避け、ひとりで部屋にいたがる
- ■周囲の人の身体をさわるようになる
- ■眠れない、夢にうなされるなど

心 理 的 虐 待

脅しや侮辱、拒絶するような言葉や態度で、 精神的苦痛を与えること。

例えば

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、 子ども扱いするなど

■おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす

- ■食欲の変化が激しい、摂食障害がみられる
- ■自傷行為をする
- ■身体を委縮させるなど

え放 グ棄 ク放し

食事や排せつ、入浴などの身の回りの世話や 介助などをせず、心身を衰弱させること。必要な 福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと。

例えば

食事や水分を与えない、劣悪な住環境で 生活させる、同居人による身体的虐待や 心理的虐待を放置するなど

■身体から異臭がするなど衛生状態が悪い

- ■ひどく空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ■病気やけがをしても、家族が受診を拒否する
- ■学校や職場に出てこないなど

経済 的

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを 勝手に使うこと。理由なく金銭を与えないこと。

例えば

年金や賃金を渡さない、 同意なしに財産や預貯金を処分したり 運用するなど

- ■お金を使っている様子がみられない
- ■サービスの利用料や生活費の支払いが できていない
- ■日常生活に必要な金銭が渡されていない
- ■親が金銭を管理し、遊びや生活費などに 使っているように思えるなど

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人 PandA-J)を参考に作成

養護者への支援も大切です

家族などの養護者が虐待をしてしまう場合、養護者にも支援が必要な場合が あります。虐待の背景には、介護疲れや障害への知識不足などが潜んでいます。

大田区では養護者に対し、介護の負担を減らすための各種サービスの 利用相談や、カウンセリング、障害についての正確な知識や介護技術に 関する情報の提供を行っています。養護者を地域ぐるみで支援する ことは、障害者への虐待を防止することにもつながります。



連絡

「虐待かもしれない」と思ったらすぐに 題報してください!

障害者虐待防止法では虐待に気づいた人の通報義務が定められています。匿名でも通報・届出が出来ます。虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることは有りません。誤報だとしても罰せられることは有りません。ためらわずにご連絡・通報することが障がい者を虐待から救う第一歩になります。ご協力をお願いします。



通報先·相談窓口 大田区障害者虐待防止センター

通報ダイヤル電話 03-6303-8819 FAX 03-5728-9437

Eメールアドレス kenri9924@city.ota.tokyo.jp

所在地 \ 〒143-0024 大田区中央4-30-11 (大田区立障がい者総合サポートセンター内)

平成27年3月「大田区立障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ)」がオープンしました。 詳しくは大田区のホームページからご覧いただけます。

大田区障がい者サポートセンター

検索

障害者権利条約が平成26年1月に批准されました。

また、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備の一環として、障害のある人もない人も共に 生きる社会をつくることを目指し**「障害者差別解消法**」が制定されました。

一部の附則を除き、平成28年4月1日に施行されます。

